令和６年度　第１回　南丹市いじめ問題対策連絡協議会【会議録】

日時　令和 6 年 10 月 21 日(月)
午後 3 時から 4 時 35 分
場所　南丹市役所 3 号庁舎第 4 会議室

・いじめ問題対策連絡協議会委員

湯浅宗一委員、岡島賢峰委員、塩貝潔子委員、坂瀬一哉委員、香川賢人委員、石川義博委員、中田貴美子委員、一谷昌道委員、橋本治樹委員、平野清久委員、松村謙一委員、森博文委員、中田善弘委員、谷口悌委員　　（欠席委員：木下茂生委員、山口智美委員、前川眞佐世委員）

・事務局

柴田裕子市民部長、野々口智司教育次長、山田真美教育委員会学校教育課長、中川大輔教育委員会学校教育課参事兼総括指導主事、川勝美穂子教育委員会社会教育課長、大秦典子教育委員会こども家庭センターこども家庭課長、浅田妙子市民部人権政策課長、山口美香市民部人権政策課課長補佐兼人権政策係長

１　開　　会

２　委嘱状の交付

南丹市長から各委員に委嘱状の交付

３　あいさつ（南丹市長）

いじめ問題は総合的な対応が求められる課題。社会全体で取り組んでいく必要がある。協議会には、こどもたちに関わる、また、人権にかかわる人が参画していただいている。関わる全ての人が情報を共有しながらしっかりと解決していくことが大切である。それぞれ立場で力を発揮し、南丹市のこどものために頑張っていただくことをお願い申し上げる。

４　自己紹介（委員・事務局等）

５　南丹市いじめ問題対策連絡協議会について（資料 1、2 により事務局から説明）

南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例、組織間の連携等について

６　会長・副会長の選任について

※事務局一任

会長　　岡島　賢峰（社会教育委員）

副会長　　坂瀬　一哉（南丹市小中学校長会）

会長あいさつ

いじめというのは複合的な要因があります。家庭の事情やこどもさんの事情、色んな事情があります。その中で地域にいる我々1人1人がどのようにこどもさん方に対して日頃から見つめることができるか、また出来る事があるか。そういったものを共に考え、そしてどうやっていじめを未然に防げるか、それを考える会でございます。皆様におかれましては色々とお忙しいところではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

7　報告事項

（1）「南丹市いじめ防止基本方針」について（資料3、4により事務局から説明）

平成２６年４月策定。市長部局、教育委員会部局、学校における連携した取り組み。児童生徒の生命を守ることが第一。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題である。

（2）いじめ調査の結果等について（資料5により事務局から説明）

令和4年度から２か年のいじめ調査の結果等について説明。

令和4年度のいじめ調査の結果について。小学校における年間の認知件数は、74件。中学校の認知件数26件。重大事象については無し。

令和5年度は、いじめの積極的認知という流れとなった年度。その流れの中で件数は増えている。小学校の認知件数、115件。中学校は、47件。重大事象は無し。

嫌なことを言われる、軽い暴力、嫌なことをされるというものが多い。またSNSのトラブルも多くなっている。

令和5年度いじめ調査の追跡調査を令和6年度の7月に実施。小学校の要指導による継続指導が2件ある。

令和6年度は調査を3回予定。その都度、学校と連携し、こどもたちの様子について担当指導主事が聞きとりを行っている。また、各校において独自に月1回調査を実施したり、教員が個別面談をするなかで出てくるケースもあり、それぞれの学校でいじめ防止について取り組んでいる。

8　こどもの人権に係る取組について【京都地方法務局　園部支局】

私たち国及び地方公務員は全て基本的人権の尊重を基本とし、日々の業務にあたっています。憲法をはじめとする各種法令について遵守していくということが基本であり、各種施策の企画立案・実行にあたります。

法務省は法務省設置法に基づき、人権擁護に関する業務を取り扱うと定められています。人権啓発に係る業務、人権相談に係る業務、人権侵犯事件の対応に関する業務、また人権擁護委員の事務に関する業務。京都地方法務局につきましては42か所の地方法務局の1つ園部支局の方でも人権に関する業務を取り扱っています。

また、人権擁護委員、南丹市においては17名の人権擁護委員が委嘱を受けて活動されています。

人権擁護委員の方は法務大臣の指揮監督を受けるということが人権擁護委員法で定められています。法務局の職員もトップは法務大臣であり、法務大臣からの指揮監督を受ける1つの組織として一体となって活動を行っている関係であり、法務局と人権擁護委員を合わせて法務省の人権擁護機関といいます。

こどもの人権に関しては、こども基本法が令和4年にできました。このこども基本法は、こどもの心身の状況や置かれている環境に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来に渡って幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指してこども施策を総合的に推進する法律です。6つの基本理念があります。

1) 全てのこどもについて個人として尊重されること、基本的人権が保障されること、差別的取扱いを受けることが無いようにすること。

2) 全てのこどもについて福祉に関する権利が等しく保障され、また教育を受ける権利が等しく与えられること。

3) 全てのこどもについて年齢や発達に応じて、自分の意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4) 全てのこどもについて年齢や発達に応じて意見の尊重と最善の利益が優先して考慮されること。

5) こどもの養育に関しては家庭での養育を基本とし、父母その他の保護者が一義的責任を有することが当然の認識の元で、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保。

6) 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備。

こどもの人権については、内閣府が令和4年8月に人権擁護に関する世論調査を実施。この調査は5年に1回実施されています。この結果からは、いじめ・虐待・体罰・性被害の4つが国民の関心を集めているこどもに係る人権課題であることがわかります。

平成25年にできたいじめ防止対策推進法では、「いじめとはどういうものか」と定義しています。同じ学校に通っている児童生徒がある児童生徒に対して行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されています。

いじめ問題等に関する法務省の取り組みとしては、法務局と人権擁護委員で相談窓口を開設しております。電話相談に関しては、「こどもの人権110番」というフリーダイヤルの相談回線を設けております。「こどもの人権SOS-eメール」や「LINEじんけん相談」も受けております。また、外国人のお子さんや日本語を話すことが不自由な方につきましては外国語人権相談ダイヤルを設け、同時通訳を挟んだ3者通話での相談として10か国語に対応した相談回線を設けております。相談内容は、現在に発生しているものかというと実はそうでもありません。例えば40年前、こどもだったころにいじめを受けたことで未だに傷ついていて仕事も上手くいかないといった悩みの相談や過去についての相談も多く含まれております。「こどもの人権SOSレター」は、ポストに投函すると法務局に届き、人権擁護委員と法務局の職員で必ず返事を出すという取り組みです。

人権啓発については、人権教室や人権の花運動、中学生作文コンテストも行っております。非

常に心を打つような内容の作文が多く寄せられております。法務省のホームページで受賞作品等を公開しておりますのでまた興味のある方はご覧いただけたらと思います。

（委員からの質問）

委員：南丹市の各学校でスクールカウンセラーが配置されているのかどうか。こどもたちがカウンセラーが学校にいることが分かっているのかどうかを教えてもらいたい。

事務局：こどもたちにも浸透しています。また、こどもだけでなく、ご家族にもカウンセリングを行っていく流れです。そのカウンセリングとの相性が悪い場合は、他機関に繋ぐような動きもあります。カウンセリングに対するハードルは下がってきているように思えます。

委員：常時スクールカウンセラーは入っておられるのですか。

事務局：基本的には拠点校、例えば八木ブロックでは八木中学校に配属され、八木東や八木西に行きます。園部中学校は常駐されており、規模に応じて形態は異なっています。

９　その他

・次回連絡協議会の開催時期について　　2月もしくは3月を予定

・その他　　人権週間に関連して講演会開催「南丹市人権フォーラム」

10　閉　　会

副会長あいさつ

少し学校のいじめの未然防止にも触れながらご挨拶させていただきます。

自己有用感を育む授業、または教育の創造として、地域の大人が子どもたちと様々な形で共同活動を行っていただく中で、子どもたちが地域の大人から認められたり褒められたり、あるいは地域の大人がどんな事をしているかを学ぶことによって心を育むことに繋がっている。

教職員も資質向上のための研修を重ねてきており、保護者も例えば本校であれば学校運営協議会の方や民生児童委員の方、地域の大人の方、教職員とともに人権学習を実施。地域社会総がかりで子どもたちをいじめから守り、人権を大事にする。そんな南丹市の取り組みでありたいとその一端を学校で進めさせていただいている。どうか皆様今後とも地域の皆の目で子どもたち、あるいは中学高校、大人も含めてだと私は思っていますが、皆が人権を大切にされて１人１人が自分の良さを感じながら充実して生きられるようなそんな社会づくりに皆で手を携えていけたらと思います。